

次期介護保険制度改正に向けた福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向け、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれ、社会保障審議会等においての審議も開始されている。

現行の介護保険制度における福祉用具、住宅改修サービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしており、多くの利用者は、他の介護給付を受ける前に当該サービスを活用し自立に努めている。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向けの福祉用具は、転倒・骨折の予防や自立した生活の継続を実現するとともに重度化を防ぎ、又は遅らせることに役立っている。さらに、安全な外出機会を確保することにより、一人暮らしの高齢者のとじこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっている。

今後、軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則として自己負担となれば、特に低所得者世帯等への支援が弱体化しかねない。

また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制されることにより、重度化が進展し結果として介護保険給付の適正化という目的に反し、高齢者の自立的な生活を阻害し、給付費が増大するおそれがある。

よって、国においては、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修サービスの見直しについて、高齢者の自立を支援し、要介護状態の重度化を防ぐという介護保険の理念に基づき、介護が必要な方の生活を支える観点からの検討を行なうよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出する。

平成28年9月27日

川口市議会議長

吉田英司

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
社会保障・税一体改革担当大臣
衆議院議長
参議院議長
様